

情報公開審査会の答申概要（答申第44号）

1 請求対象文書 犀川水系河川整備基本方針に記載の「流域の地形は…中流部から下流部にかけては、河北平野と手取川扇状地からなる金沢平野が広がり、…」についての根拠となる基礎資料

2 担当課（所） 河川課

3 審査請求等の経緯

- (1) H17. 5.13 公開請求 (4) H18. 4. 7 諮問
- (2) H17. 5.27 不存在決定 (5) H19. 3.23 答申
- (3) H17. 6. 3 異議申立て

4 諮問に係る審査会の判断結果

請求対象文書について、不存在とした決定は、妥当である。

該当条項	審査会の判断要旨
<p>条例第11条 第2項（不存在）</p>	<p>犀川水系河川整備基本方針は、実施機関が犀川水系河川整備検討委員会の「提言」を尊重しながら、一部加筆等を行い決定したものと認められる。</p> <p>したがって、加筆等が施されなかった箇所については、実施機関としても、「提言」の記載について認識に相違がなかったものと考えられる。</p> <p>このことから、異議申立人が平成17年3月28日付けで行った犀川水系河川整備基本方針の記載の根拠を求める公開請求に対して、実施機関が、根拠となる公文書として「提言」を特定し公開したことは理由があるものと思われ、それ以外の根拠資料の公開を求める本件公開請求に対して、不存在として本件処分を行ったことは不合理ではないと考えられる。</p>

5 審議経緯 審査回数 5回

(別 紙)  
答申第44号

# 答 申 書

平成19年 3月

石 川 県 情 報 公 開 審 査 会

## 第1 審査会の結論

石川県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった公文書につき、不存在とした決定は、妥当である。

## 第2 異議申立てに至る経緯

### 1 公開請求の内容

異議申立人は、石川県情報公開条例（平成12年石川県条例第46号。以下「条例」という。）第6条の規定により、実施機関に対し、平成17年5月13日に次の公文書（以下「本件請求文書」という。）の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

- ・ 犀川水系河川整備基本方針に記載の「流域の地形は…中流部から下流部にかけては、河北平野と手取川扇状地からなる金沢平野が広がり、…」についての根拠となる基礎資料

### 2 実施機関の決定

実施機関は、本件公開請求について公文書不存在決定（以下「本件処分」という。）を行い、公文書を保有していない理由を次のとおり付して、平成17年5月27日に異議申立人に通知した。

（公文書を保有していない理由）

上記に係る資料は既に公開済みであり、今回請求のあった内容の資料については存在しない。

### 3 異議申立て

異議申立人は、平成17年6月3日に、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対して異議申立てを行った。

### 4 諮問

実施機関は、平成18年4月7日に、条例第19条第1項の規定により、石川県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件処分の取消しに係る異議申立てにつき、諮問を行った。

## 第3 異議申立人の主張要旨

### 1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

### 2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書、意見書及び当審査会における意見陳述で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

- (1) 実施機関は、異議申立人の当該記述の根拠を求める公開請求に対して、平成17年4月11日付けで公文書の公開決定を行ったが、公開された公文書は根拠となるものではないと考えるので、それ以外に存在するはずの根拠資料を公開請求したものである。
- (2) 実施機関は、「犀川水系河川整備検討委員会で審議された提言を尊重した」としているが、その委員会には地形・地質の専門家は皆無で、議事録をみても、具体的にこの問題を審議した形跡は確認できなかった。
- (3) 平成17年4月11日付けで公開された公文書のうち、第5回犀川水系河川整備検討委員会の資料3には、「中流部の地形」として、「犀川・手取川扇状地」と記載されており、犀川本流沿いには犀川扇状地があるとされている。
- (4) 平成17年4月11日付けで公開された公文書のうち、「土地分類図(昭和49年)」2.流域の地形については、経済企画庁総合開発局が発行した刊行物の一部であるが、この凡例には、「扇状地としては、手取川によるものが最も顕著である。…金沢付近に犀川扇状地が分布する」と記載されているので、犀川中流域が手取川扇状地であるとの実施機関の主張の根拠とはなりえない。

#### 第4 実施機関の主張要旨

実施機関が主張している要旨は、理由説明書及び当審査会における意見陳述から総合すると、おおむね次のとおりである。

- (1) 犀川水系の河川整備の基本となる事項を定める犀川水系河川整備基本方針(以下「基本方針」という。)の策定に当たっては、各分野の意見を聴取するため「犀川水系河川整備検討委員会」(以下「検討委員会」という。)を平成14年に設置し、7回の本委員会のほか、現地調査を行い、部会を開催して審議をいただき、平成15年11月4日に「犀川水系河川整備基本方針(提言)」(以下「提言」という。)が提出された。

実施機関は、この「提言」を尊重して「基本方針」を策定し、平成16年7月30日に決定・公表したものである。

- (2) 実施機関は、異議申立人の平成17年3月28日付けによる本件公開請求と同様な趣旨の公開請求に対して、「提言」、第5回検討委員会資料及び「土地分類図(昭和49年)」の「2.流域の地形」を特定して公開したが、異議申立人は、これら資料は記載の根拠資料ではないとして本件公開請求を行った。

実施機関としては、それら以外に本件公開請求に係る資料は存在しないので、本件処分を行ったものである。

- (3) 実施機関が第5回検討委員会に提出した資料3においては、中流部の地形について、「犀川、手取川扇状地」と記載しているが、これは犀川水系の扇状地地形が手取川及び犀川によるものであることを説明したものである。

「基本方針」では、犀川水系が属する金沢平野を構成する代表的な扇状地及び平野を記載したものである。

- (4) 実施機関が先の公開請求に対して公開した「土地分類図」に凡例として記載されている「地形地域区分」では、CH-2と表示される地域が金沢平野と区分され、それはCH-2 aの河北平野、CH-2 bの手取川扇状地及びCH-2 cの小松・江沼平野から構成されてい

るので、基本方針においては、これに準拠して記述したもので、犀川流域がすべて手取川扇状地としているものではない。

なお、この「土地分類図」は、経済企画庁が作成した土地分類図を利用し実施機関において再構成したもので、経済企画庁作成の原資料自体ではなく、異議申立人が述べているような凡例は記載されていない。

## 第5 審査会の判断理由

### 1 条例の基本的な考え方について

条例は、地方自治の本旨にのっとり、県政に関する県民の知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、もって県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県民参加による公正で開かれた県政をより一層推進することを目的として制定されたものであり、公開の原則に基づき適正に解釈・運用されなければならない。当審査会は、この公開の原則を基本として条例を解釈し、以下判断するものである。

### 2 本件請求文書の性格等について

本件請求文書は、犀川水系河川整備基本方針の第一部「流域の現況」の1「流域の自然的特徴」の1.2「地形・地質」における、「流域の地形は…中流部から下流部にかけては、河北平野と手取川扇状地からなる金沢平野が広がり、…」との記載についての根拠となる基礎資料である。

### 3 本件請求文書の不存在について

当審査会において「提言」及び「基本方針」を見分したところ、「基本方針」は、実施機関が検討委員会の「提言」を尊重しながら、一部加筆等を行い決定したものと認められる。

したがって、加筆等が施されなかった箇所については、実施機関としても、「提言」の記載について認識に相違がなかったものと考えられる。

このことから、異議申立人が平成17年3月28日付けで行った「基本方針」の記載の根拠を求める公開請求に対して、実施機関が、根拠となる公文書として「提言」を特定し公開したことは理由があるものと思われ、それ以外の根拠資料の公開を求める本件公開請求に対して、不存在として本件処分を行ったことは不合理ではないと考えられる。

### 4 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、「提言」の当該記述に対して苦言を提出したにもかかわらず、その後に決定された「基本方針」に取り入れられず、変更されていないので、変更しない根拠を求めて公開請求をしたとしている。

このことは、異議申立人が、「提言」の当該記述が誤りで、それを踏襲した「基本方針」の記述も間違っているとの認識に立って述べていると思われるが、当審査会はこのような主張を審議する立場にはなく、異議申立人のこの主張は、本件処分に関する判断を左右す

るものではない。

## 5 まとめ

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

## 第6 審査の処理経過

当審査会の処理経過は、別表のとおりである。

<別表>

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
18. 4. 7	○諮問を受けた。(諮問案件第78号)
18. 6. 1	○実施機関(河川課)から理由説明書を受理した。
18. 7. 3	○異議申立人から意見書を受理した。
18. 12. 8 (第145回審査会)	○事案の審議を行った。
19. 1. 12 (第146回審査会)	○事案の審議を行った。
19. 2. 6 (第147回審査会)	○異議申立人から意見聴取を行った。 ○実施機関職員から意見聴取を行った。
19. 2. 27 (第148回審査会)	○事案の審議を行った。
19. 3. 16 (第149回審査会)	○事案の審議を行った。